令和5年度小規模事業者連携促進事業

経営上の課題 連携の力で解決!

～共同事業でできること～

中小企業組合ガイドブック

ひとりではできないことが
仲間と力を合わせて
協力・連携することで解決できます!

- 高騰する材料費への対応
- 大口取引を受注したい
- 受注機会を増やしたい
- 業界としての意見建議・陳情
- 設備投資の効率化を図りたい
- 人手不足の解消と地域活性化

沖縄県中小企業団体中央会

中小企業組合とは?

「ひとりではできないことを連携の力で解決する」組織です。

個人事業主や企業などが、個々では対応できない課題に対して、相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことにより、経営上の諸問題を解決し、経営の近代化・合理化や経済的地位の改善・向上を図ることを目的とする団体です。同業種の事業者で組織する組合が大半ですが、異業種の事業者で組織する組合もあり、それぞれの組合員が保有する技術、経営のノウハウ等を出し合いながら活動しています。近年では、人口急減地域における労働力不足や人口流出に対処するための制度として、特定地域づくり事業協同組合の活用が注目を集めております。

沖縄県内では、令和5年2月に設立された「みやこ地域づくり協同組合」が県内で初の特定地域づくり事業協同組合として認定されたほか、「沖縄県電気工事業工業組合」や「沖縄県三線製作事業協同組合」等を例とする業界団体としての組合、「沖縄県エレベーター保守事業協同組合」を例とする数者で共同受注事業を行う組合など多様な組合があり、令和5年3月末時点での県内組合数は363組合となります。

ポイント1 4人以上の発起人、行政の認可により設立

組合は4人以上の発起人を必要とし、都道府県など行政庁の認可を受けて設立する「認可法人」です。株式会社や一般社団法人が手続きと登記だけで設立できるのに比べ、設立に時間と手間はかかりますが、設立直後から高い信頼性があります。

ポイント2 組合員の経済的利益が目的

組合は、組合員である中小企業者が組合の共同事業を利用することにより自らの事業に役立てていくことを目的としています。相互扶助の精神に基づき、互いに協力し合い、不利な立場にある組合員の経済的地位の向上を図るための組織です。組合員が協同して達成する目標を掲げ、そのために必要な共同事業を行い、各組合員が共同事業を利用することによってそれぞれの価値の創造と利益の増進を図ることが重要です。

ポイント3 人(組合員)を重視した結合体、公平で平等な組織

組合は組合員という「人」を組織の基本としており、人と人との結びつきを中心とする人的結合体です。1組合員の出資が4分の1までという制限があるため、出資額で議決権を占有することはできません。また、出資額の多寡に関わらず、議決権及び選挙権は1人1票です。

ポイント4 組合員の利用分量または従事分量に応じて配当

組合は組合員が組合の共同事業を利用することにより自らの事業に役立てていくことを目的としています。このため、組合の事業の利益については、組合員が共同事業を利用した分量（利用分量）または共同事業に従事した分量（従事分量）に応じた配当が主となっており、出資配当に制限があります。

ポイント5 税制上の優遇措置

- 法人税　株式会社等に比べ優遇されています。
- 利用分量配当　損金に算入できます。
- 印紙税　登記・不動産取得・公的手続きなどで印紙税が免除されます。

法人組織表

組織の内容 ＼ 組織		事業協同組合	企業組合	株式会社
根拠法		中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	会社法
事業		定款に掲げる組合員の事業を支える共同事業	定款に掲げる事業	定款に掲げる事業
設立に必要な人数		4人以上の事業者	4人以上の個人など	1人以上
設立の流れ【おおよその期間】		書類作成、所管行政庁の認可、登記申請【3ヶ月～半年】	書類作成、所管行政庁の認可、登記申請【3ヶ月～半年】	書類作成、定款認証、登記申請【2～3週間】
設立手続きに必要な経費の例	公証人による定款認証	不要（所管行政庁の認可は必要）	不要（所管行政庁の認可は必要）	必要 手数料5万円
	原始定款に添付する印紙代			印紙代4万円 ※電子定款の場合は印紙代不要
	登録免許税	非課税	非課税	最低15万円
所管行政庁への報告義務		あり	あり	なし
加入資格		定款に定める地区内の事業者（個人事業主、法人）	個人、個人事業主、法人	個人、法人、団体
加入出資有無		自由（出資）	自由（出資）	株式譲渡増資割当による
任意脱退		自由	自由	株式の譲渡による
組合員比率		なし	全従業員の3分の1以上が組合員	なし
従事比率		なし	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	なし
1構成員の出資限度		100分の25 ※合併・脱退の場合100分の35	100分の25 ※合併・脱退の場合100分の35	制限なし
議決権		平等（1人1票）	平等（1人1票）	出資別（1株1票）
配当		事業利用分量配当および1割までの出資配当	従事分量配当および2割までの出資配当	出資配当

設立手続き

設立発起人の選定 → 中央会との設立準備相談・必要書類作成 → 中央会、行政庁との事前協議 → 組合、行政庁とのヒアリング → 創立総会の開催公告 → 創立総会・第1回理事会の開催 → 設立認可申請 → 認可 → 設立登記申請（出資金払込完了から2週間以内） → 登記完了（組合設立） → 税務関係機関への届出

※特定地域づくり事業協同組合の設立については、上記の手順とは別に県・市町村や労働局との調整、県への認定手続き、労働局への労働者派遣事業の届出等が必要となります。

主な共同事業の種類

1 業務・工事などの受注（共同受注事業）

組合が取引の主体となり注文を引き受け、組合員が加工、集荷等の業務を提供します。資金力・技術力・労働力などからみて、一事業者では請け負うことができない大規模な工事や事業の受注が可能となります。

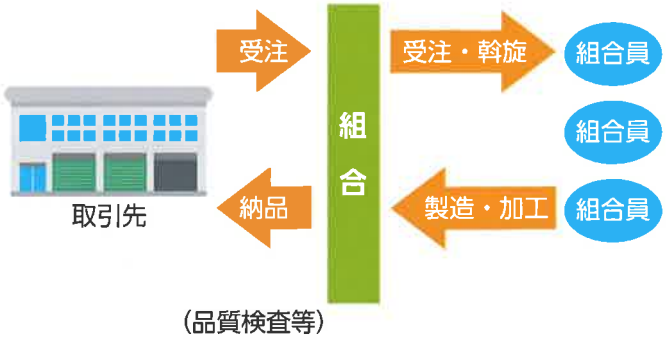

2 商品などの販売（共同販売事業）

組合が事業者と得意先の間に立って商品売買の斡旋を行います。そのほか、事業者の商品をまとめて得意先に販売し、大口ロットに対応する取組みなどがあります。

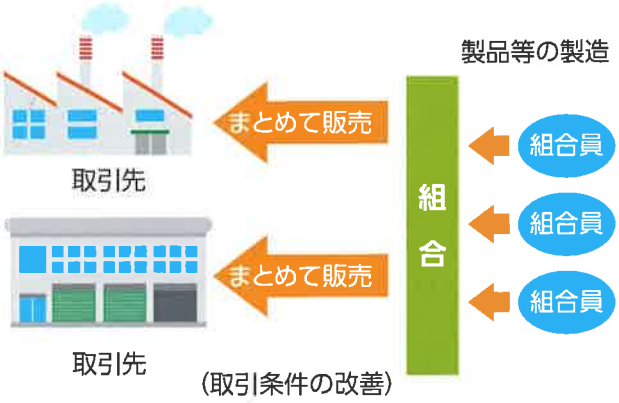

3 必要な資材などの購入（共同購買事業）

各事業者が必要とする資材・部品などを組合の窓口で取りまとめ、仕入れ先へ発注します。事業者は価格面でのスケールメリットを受けることが可能となります。

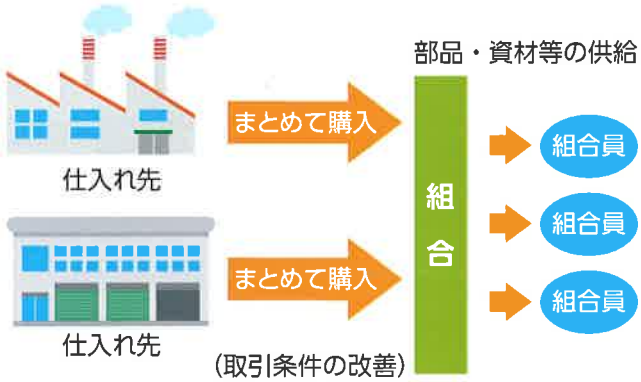

4 部品などの生産・加工（共同生産・加工事業）

事業者が個人では所有できない高額・大型の機械設備等を組合が導入し、事業者が要望する製品・付属品・部品・消耗品などを生産・加工し、事業者に供給します。規格の統一、品質の向上・作業の効率化が図れます。

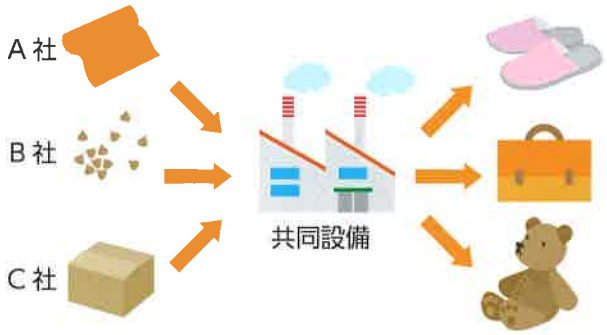

5 特定地域づくり事業

人口急減地域における人手不足や後継者問題について、地域の仕事を組み合わせたマルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）が届出によって実施可能となります。地域に安定的な雇用環境を創出することで、地域内外から若者等を呼び込み、地域事業者の事業の維持・拡大と地域の活性化を推進します。（詳細は本誌6ページ参照）

6 共同宣伝・市場開拓・販売促進事業

共同販売事業や共同受注事業と連動して行われることが多く、組合員の製品・商品の販路拡大や新たな市場開拓等を目指します。

7 研究開発事業

一事業者単独では行うことができない調査研究や研究開発を組合が共同で実施することで、組合員の新商品・技術開発や新分野への進出に寄与します。

8 共同検査事業

品質の維持、向上のために組合員が生産した商品などの検査を行います。品質規格（製品、原材料、生産工程、包装）などに関する基準を設け、その基準に適合しているかどうかを判定します。

組合での共同事業のメリット

本会が実施した「中小企業組合実態調査」（令和３年度沖縄県委託事業）では、これらの共同事業が組合員にもたらすメリット等について調査しました。多くの組合が共同事業によって「受注単価が上がった」「販売量が増加した」「仕入価格が下がった」とメリットを感じております。ここでは、「共同受注」「共同販売」「共同購買」の３事業について紹介します。

■共同受注事業を実施している組合は・・・・

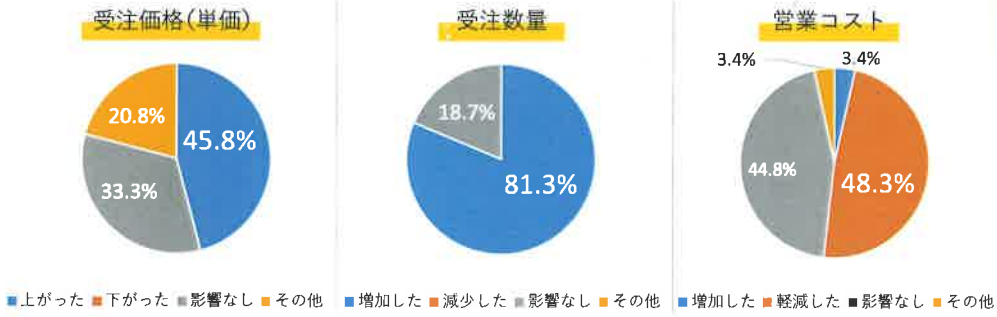

受注価格（単価）が上がった	45.8%
受注数量が増加した	81.3%
営業コストが軽減された	48.3%

共同受注の具体的なメリットの声

◆組合が仕事を安定的に供給することで仕事に集中できる
◆これまでの実績から、組合があることで受注継続できている
◆１社では受注できない案件でも組合で大型の案件を受注できる

■共同販売事業を実施している組合は・・・・・

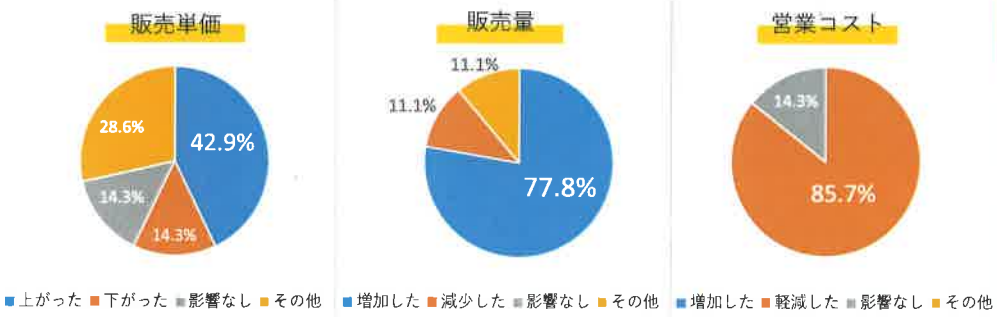

販売単価が上がった	42.9%
販売量が増加した	77.8%
営業コストが軽減された	85.7%

共同販売の具体的なメリットの声

◆組合員は生産に集中できて、販売価格も安定している
◆組合員それぞれで動くより組合で取組んだ方が作業効率が良い
◆組合には様々な製品をもつ組合員がいるので問い合わせが多い

■共同購買事業を実施している組合は・・・

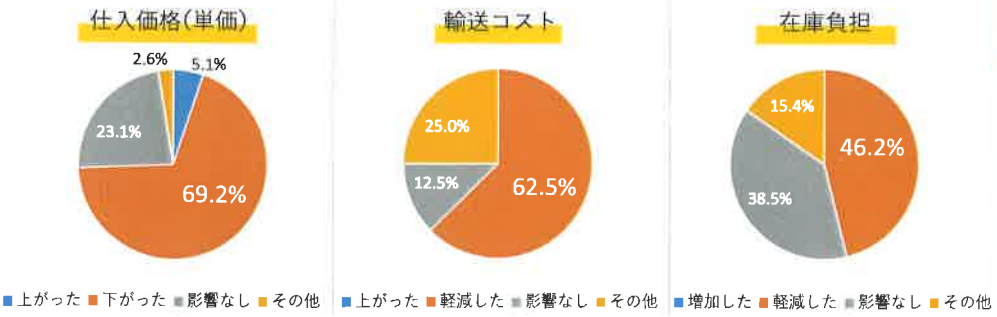

仕入価格（単価）が下がった	69.2%
輸送コストが軽減された	62.5%
在庫負担が軽減された	46.2%

共同購買・仕入れの具体的なメリットの声

◆単価の軽減や組合でしかあつかえない商品の提供ができる
◆小ロットでの購入が可能
◆県外から沖縄への仕入も、一括することで運送コストを下げることができた

その他、組合があることや組合に加入していることのメリットとして右記のような声があります

◆組合及び組合員商品の認知度がアップしている
◆取引先との信頼度向上により大手企業からの商談が増加している
◆組合主催の研修会で組合員の意識改革につながり、組合員個々の受注量が増加した
◆業界団体としての建議・陳情は一定の効果がある
◆市町村との災害協定締結など、協同組合という団体だからこそ実施できることがある
◆組合が九州や全国団体に所属していることで、組合員は九州や全国の業界の情報提供のメリットがある

特定地域づくり事業協同組合制度について

「働き手不足や後継者不足で困っている」「ふるさとで地域のために働きたい」
そんな事業者・働く人を資金面から手助けする新しい制度です。

【対象・要件】

①人口の急減地域であること
人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、県知事が判断します。

②マルチワーカーを組合で無期雇用すること
マルチワーカーとは季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する者のことです。

③都道府県知事の認定を受けること
事業計画の実現可能性や職員の就業条件への配慮、市町村や関係事業者との連携等で判断されます。

ポイント1 特定地域づくり事業協同組合に市町村が財政支援を行う場合、国の財政支援があります。

※都道府県が財政支援を行う場合でも市町村と同様の支援を受けることができます。

対象経費
派遣職員人件費、事務局運営費

対象経費の上限額
人件費については400万円/年・人
運営費については600万円/年

対象経費
対象経費の1/2までの範囲で
市町村が支援した額の1/2

財政支援イメージ　(例)派遣職員5名・運営費2,400万円/年

1／2 利用料金収入 1,200万円 ※事業を利用する組合員が組合へ支払うものです。	1／2 財政支援（市町村助成） 1,200万円		
	1／4 国負担 600万円	1／8 特別交付税 300万円	1／8 市町村負担 300万円

ポイント2 組合員間での労働需要の調整で、安定した雇用の創出ができます。

個々の事業者では年間を通じた仕事がなくても、複数の組合員間で労働需要を調整することで、必要な時期だけ、必要な人材を確保することができ、年間を通じた安定的な雇用の創出につながります。

1年間の活用イメージ

組合職員	派遣先（組合員企業）の業種			
Aさん	水産業 (4～6月)	宿泊業 (7～10月)	飲食業 (11～3月)	
Bさん	農業 (4～6月)	飲食業 (7～9月)	農業 (10～1月)	水産業 (2～3月)
Cさん	飲食業 (4～10月)		宿泊業 (11～3月)	

ポイント3 労働者派遣事業を厚生労働大臣の許可ではなく、届出で実施できます。

本来は許可制である労働者派遣事業について、本組合制度を活用することで届出により実施できます。
※届出により労働者派遣事業を実施できるのは、全ての派遣労働者が無期雇用職員である場合に限られます。

事例紹介

事例① 沖縄県内で第1号となる特定地域づくり事業協同組合が設立!

みやこ地域づくり協同組合（沖縄県　宮古島市　R5.2月設立）

①設立目的

市街地を除く農漁村地域における高齢化・人口減少への対策として、島外からの若者の定住促進や安定した雇用機会の提供、島内産業やコミュニティ・文化の維持継承の担い手不足の解消など。

②基礎情報（設立時）

組合員数	5事業者
派遣先の事業分野	農業、水産養殖業、食料品製造業、飲食店、その他サービス業
出資金	5万円(1口1万円)
事務局職員構成	事務局長兼派遣元責任者1名、職員2名(計3名、宮古島観光協会からの出向にて配置)

③組合の特徴、設立のポイント等その他

当組合は市が中心となって設立を進め、設立発起人の選定についても市が島内事業者へ声かけ、公募したことで、設立までの予算組みや各関係先との協力体制構築がスムーズに進んだ。また、中央会の支援制度を活用することで、制度勉強会や他県の特定地域づくり事業協同組合との相談会を開催することができ、当組合の設立につなげることができた。

今後は、市内外から派遣職員を募り、農漁村地域における雇用機会の提供や地域コミュニティの活性化につなげていく。

事例② アウトドア需要の高まりを受け、マナー向上や環境保全、アウトドア案件の受注窓口一元化を図る!

キャンプ沖縄事業協同組合（沖縄県　宜野湾市　R2.10月設立）

①設立目的

近年のキャンプ・アウトドア需要の高まりの中、マナーやモラルが備わっていない利用者の行動により、キャンプ場の閉鎖や利用停止、環境への問題が懸念されている。マナー・モラルの啓蒙や環境保全、防災等の意識向上と合わせて、沖縄でのキャンプ・アウトドア事業者間の営利・非営利両面での連携のために設立。

②組合の特徴

当組合はキャンプに関わる様々な業種の事業者にて構成される異業種組合であり、キャンプ場の運営支援、行政等からの防災キャンプや公園案件の受注、キャンプを活用したイベントの企画立案等を行っている。また、中央会支援事業である取引力強化推進事業を活用して作成した組合HPでは、県内キャンプ場やキャンプ関連イベントに関する情報提供を行い、キャンプ・アウトドア普及活動を行っている。

今後は、キャンプを取り入れた団体研修の普及や観光領域にも力を入れていく。

事例③ 介護離職防止のため、仕事と介護の両立ができる環境づくりを支える!

おきなわ仕事と介護両立サポート協同組合

（沖縄県　沖縄市　R5.4月設立）

①設立目的

超高齢社会の進行に伴い、介護・看護で離職する労働者が増えている。望まない介護離職を防止するため産業ケアマネの有資格者が集まり組成。企業の「仕事と介護を両立できる環境づくり」を支援する。

②組合の特徴

当組合は、介護福祉士及び産業ケアマネの有資格者によって組成される。「仕事と介護の両立」を図る企業へ、実態把握調査の実施や勉強会、個別相談会等の実施等を、それぞれの組合員が持つ専門分野・得意分野を掛け合わせたパッケージサービスとして提供する。なお、当組合の設立には、中央会支援事業を活用した伴走支援を実施。事業計画の策定や専門家による共同事業のスキーム構築などに活用した。

沖縄県中小企業団体中央会とは?

皆様の連携を支援する、組合づくりのパートナーです。

中小企業団体中央会とは、中小企業団体の組織に関する法律により、中小企業組合を主な会員として設立された団体で、各都道府県に1つの中央会とその全国組織として全国中小企業団体中央会が設置されています。中小企業の組織化とその強固な連携による共同事業の推進により、中小企業の振興発展を図っていくことを主な目的として活動しています。

私たち「沖縄県中小企業団体中央会」は、沖縄県内の中小企業・小規模事業者のための連携組織の形成・設立・運営支援などを行い、金融や税制、労働問題など中小企業・小規模事業者の経営についての相談や研修会の実施及び専門家派遣による各種相談・指導など助成事業を活用した支援などを行っています。

《主な活動・支援内容》

●設立支援

協同組合等の連携組織体設立に関する相談や設立申請書類の作成支援、組合事業がスタートするまでの諸手続きなどを支援します。

●組合運営に関する支援

・指導員が定期的に組合事務局を訪問し、組合運営に関する相談に応じたり、電話や本会事務所での相談対応を行います。
・組合役職員や組合員企業等を対象とした各種研修会を開催し、組合運営や組合の共同事業活性化を支援します。
・組合が抱える諸問題に対して、専門家を派遣して課題解決を支援します。
・中小企業及び組合に関する調査事業を行い、支援メニュー等の拡充を行います。
・官公需適格組合制度をはじめとする組合の官公需受注促進を支援します。
・組合の次代を担う青年部の育成・強化を行い、長期安定的な組合運営を支援します。

設立・運営など組合に関することは何でもお気軽にご相談ください

沖縄県中小企業団体中央会
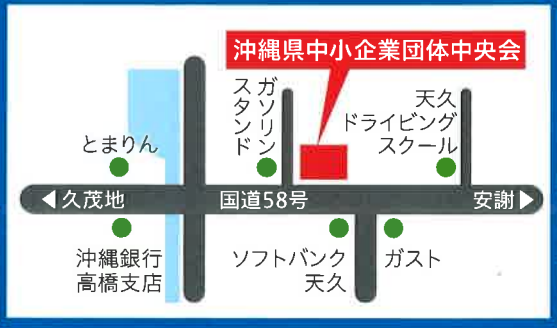
〒900-0011
沖縄県那覇市字上之屋303番地8
TEL.098-860-2525
FAX.098-862-2526
https://www.ocnet.or.jp